

中央防災会議等における検討状況

国土交通省 航空局

平成 26 年 11 月

大綱、基本計画等の見直し

東日本大震災を受け、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波を想定した検討を実施。南海トラフ地震、首都直下地震の被害想定等を実施するとともに、施策に係る基本的方針として、大綱、基本計画等の見直しを実施。

南海トラフ地震

平成23年8月～平成25年12月

南海トラフの巨大地震モデル検討会

中間とりまとめ (H23.12)

第一次報告 (H24.3) 震度分布・津波高推計 (最小50mメッシュ)

第二次報告 (H24.8) 津波高及び浸水域等推計 (最小10mメッシュ)

平成24年4月～平成25年5月

南海トラフの巨大地震対策検討WG

中間報告 (H24.7)、最終報告 (H25.5)

平成25年11月公布、平成25年12月施行

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法を改正

平成26年3月指定

南海トラフ地震防災対策推進地域 (特措法3条)

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域 (特措法10条)

首都直下地震

平成24年4月～平成25年12月

首都直下地震対策検討WG

中間報告 (H24.7)、最終報告 (H25.12)

平成25年11月公布、平成25年12月施行

首都直下地震対策特別措置法

平成26年3月指定

首都直下地震緊急対策区域 (特措法3条)

大規模地震防災・減災対策大綱 (中央防災会議決定)

今後発生するおそれのある大規模地震への防災・減災対策として、今後の課題として検討すべき施策、個別の具体的な施策を網羅的に取りまとめたもの

南海トラフ地震防災対策推進基本計画 (特措法4条)

首都直下地震緊急対策推進基本計画 (特措法4条)

中央防災会議等における検討状況

特措法に基づく地震防災対策推進地域等に所在する空港

著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、地震防災対策推進地域、地震緊急対策区域(首都直下地震のみ)として、各地震の特措法に基づき内閣総理大臣が指定。

南海トラフ地震防災対策推進地域内の空港

(H26.3指定)

中部、名古屋、静岡、関西、八尾、伊丹、神戸、南紀白浜、広島、山口宇部、岩国、岡山、岡南、高松、松山、高知、徳島、北九州、天草、大分、大分県央、宮崎、鹿児島、その他離島空港
(合計41空港)

首都直下地震緊急対策区域内の空港

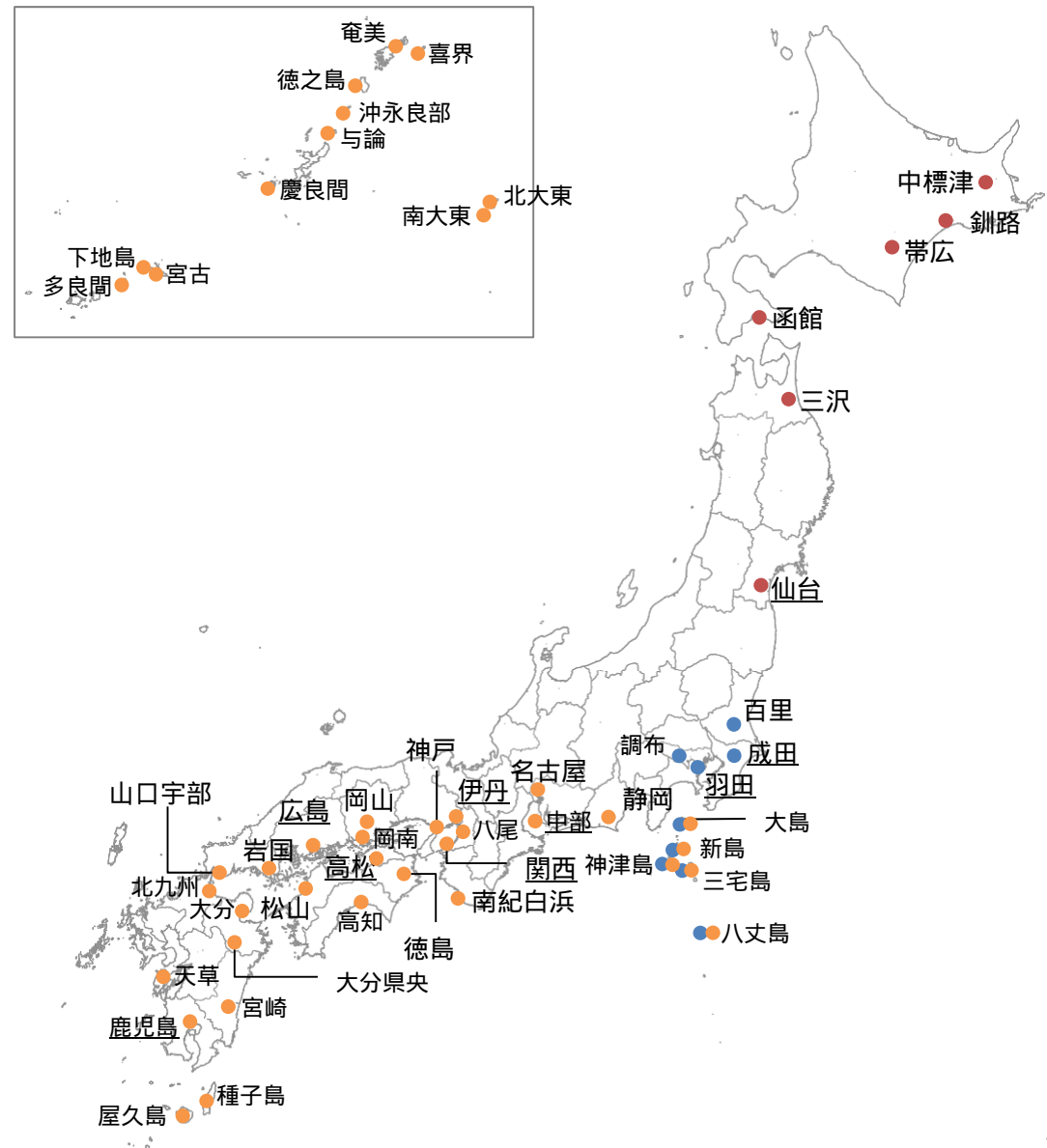
(H26.3指定)

成田、羽田、大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、調布、百里
(合計9空港)

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内の空港

(H18.2指定)

釧路、函館、帯広、中標津、仙台、三沢
(合計6空港)

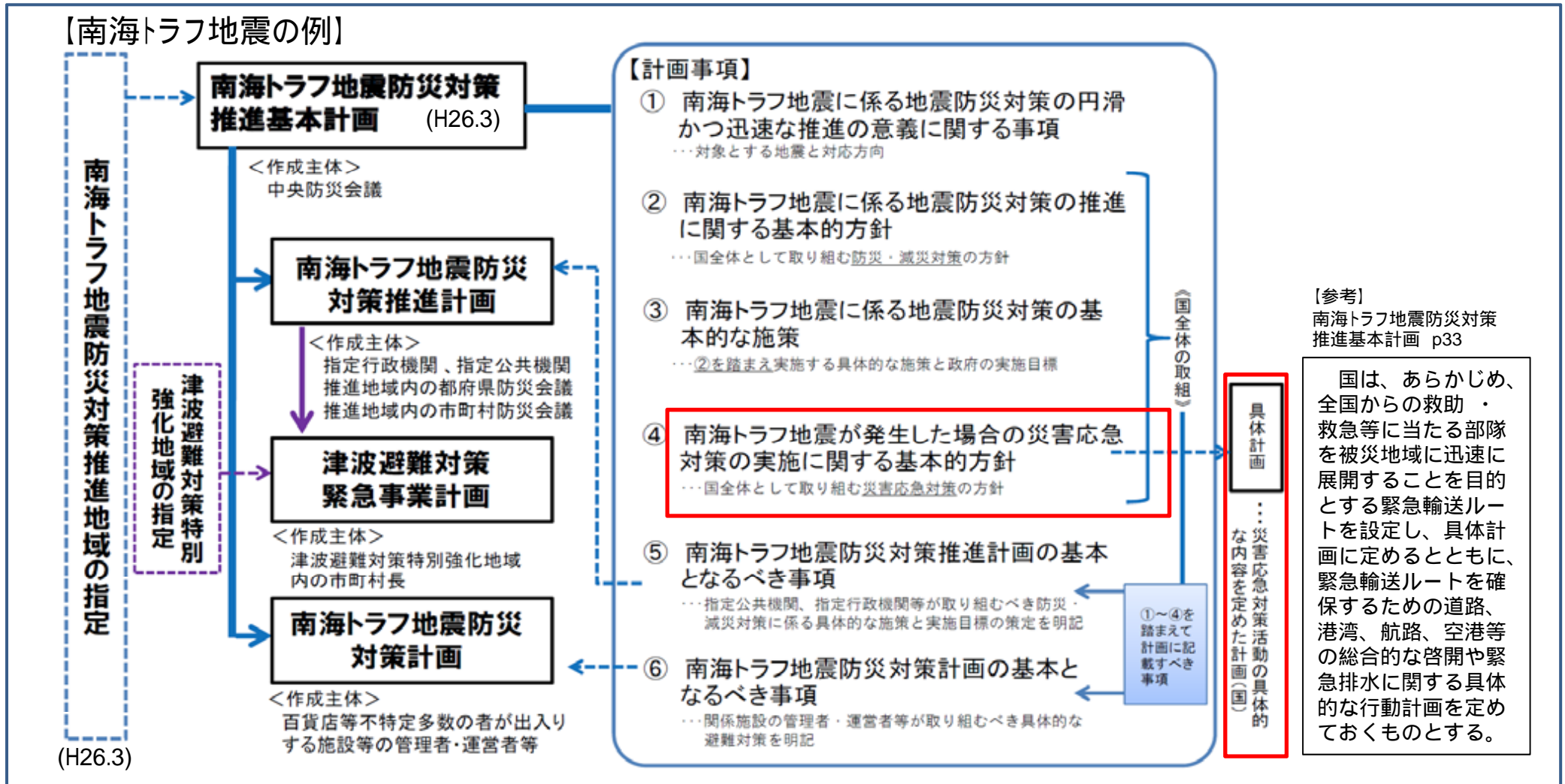


下線は航空輸送上重要な空港(13空港)を示す。

中央防災会議等における検討状況

地震防災対策に係る計画の体系

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画は、平成26年3月に策定済。
 災害応急対策活動に当たる部隊の活動規模、緊急輸送ルート、防災拠点等を具体的に定める計画(具体計画)が今後策定予定。



中央防災会議等における検討状況

各地震の具体計画に基づく空港の位置づけ

- 医療活動において、DMAT等の参集拠点、被災地内・被災地外の広域搬送拠点として空港を位置づけている。
- 一方、救助活動、消火活動や物資・部隊の輸送については、特定の空港を位置づけていないが、各省庁で出動計画等を策定している。

○各地震の具体計画における空港の指定状況

現時点における具体計画は、H16～H20に策定されたものであり、H26.3に策定された基本計画に基づき今後見直しが行われる予定。

具体計画の名称	救助活動、消火活動等に 係る計画	医療活動に係る計画 (DMAT)		物資・部隊の輸送に 係る計画
	警察、消防、防衛の 部隊の活動拠点	被災地内 広域医療搬送拠点	被災地外 広域医療搬送拠点	警察、消防、防衛の 部隊の活動拠点
「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画 (平成19年3月20日)	特定の空港を位置づけていない	名古屋、南紀白浜 中部(名古屋の代替)	羽田、小松、松本、伊丹、 八尾、広島、岡山、高松、 松山、福岡、長崎、熊本、 大分、宮崎	被災地への部隊の進出経路については陸路を原則とするが、道路の被害状況等を勘案して、必要に応じて航空機又は船舶を使用するものとする。
「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画 (平成20年12月11日)	特定の空港を位置づけていない	羽田	仙台、新潟、富山、小松、 松本、伊丹、関西、八尾、 神戸	
「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画 (平成16年6月29日)	特定の空港を位置づけていない	名古屋	羽田、伊丹、関西、神戸、 広島、福岡	

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」については、「応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画」は策定されていない。上記のほか、消防の緊急消防援助隊は、迅速かつ確かな出動を可能とするための出動計画を定めている。また、警察では、即応部隊（最大約1万人）と一般部隊からなる警察災害派遣隊を新たに編成し、広域的な部隊運用が拡充された。

中央防災会議等における検討状況

各地震の具体計画に基づく空港の位置づけ

『「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画（H19.3）』
（具体計画）に位置付けられている空港

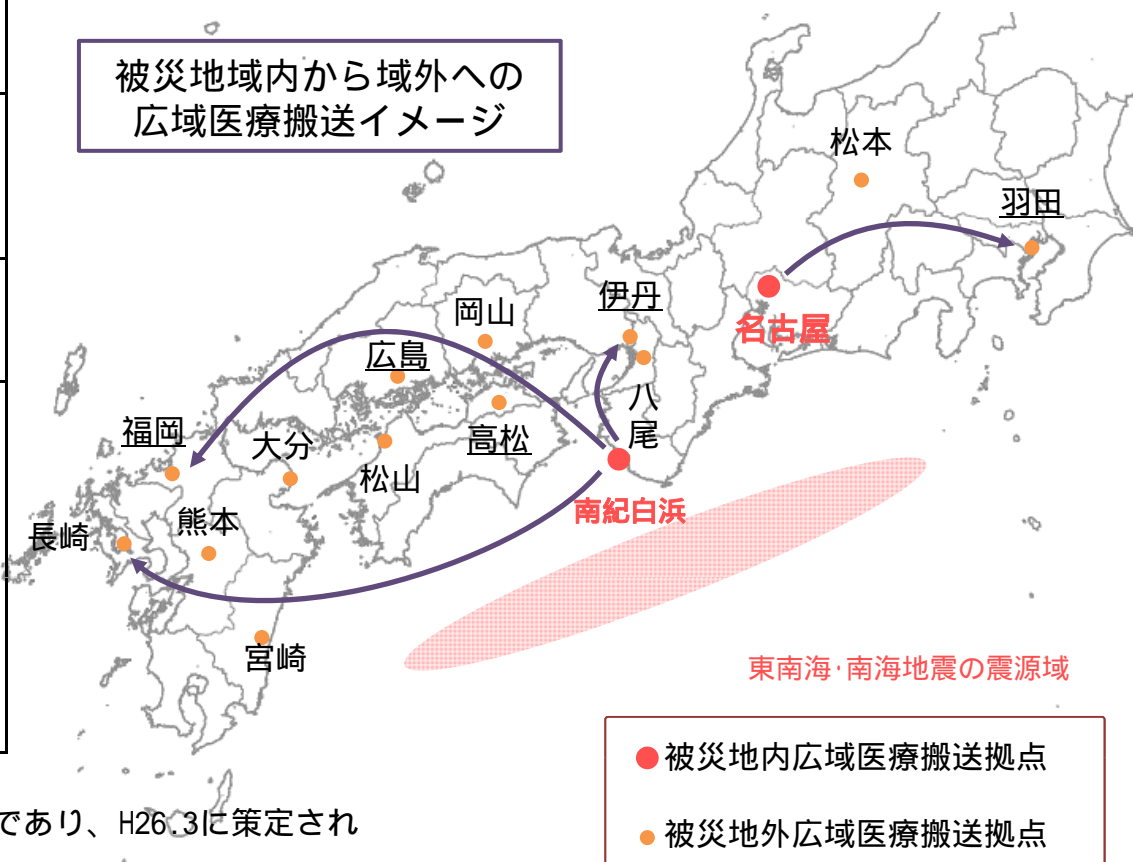
域内広域医療搬送拠点 域外広域医療搬送の計画

被災地内広域搬送拠点		患者搬送先 被災地外広域搬送拠点	搬送手段
静岡県	浜松基地	厚木基地	固定翼 輸送機
		入間基地	
愛知県	名古屋飛行場	羽田空港	大型 回転翼機
三重県	三重大学	松本空港	
		小松飛行場	
	宮川ラブリバー公園	八尾空港 伊丹空港	
和歌山県	南紀白浜空港	伊丹空港	固定翼 輸送機
		福岡空港	
		長崎空港	
徳島県	あすたむらんど徳島	高松空港	大型 回転翼機
		岡山空港	
高知県	高知大学医学部	松山空港	大型 回転翼機
		広島西飛行場	
		広島空港	
		防府飛行場	
	宿毛市総合運動場	大分空港	
		熊本空港	
		宮崎空港	

下線は航空輸送上重要な空港(13空港)を示す。

現時点における具体計画は、H19.3に策定されたものであり、H26.3に策定された基本計画に基づき、今後見直しが行われる予定。

出典：「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画（H19.3）を基に作成。



中央防災会議等における検討状況

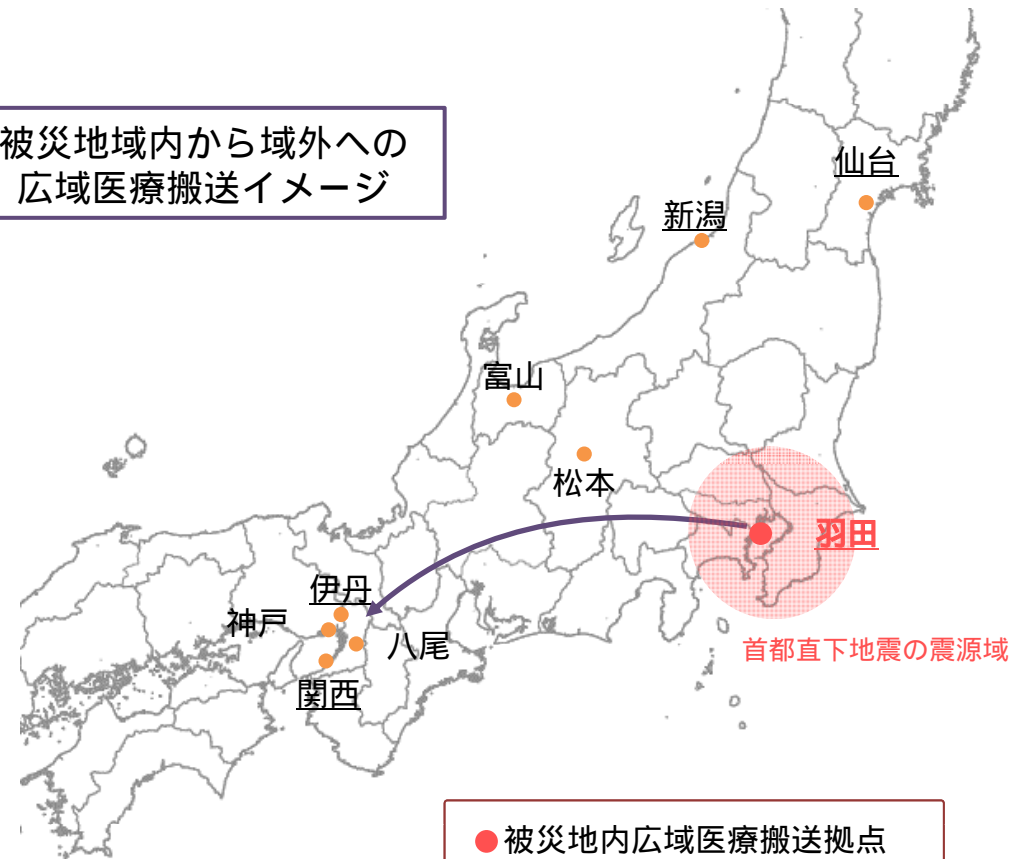
各地震の具体計画に基づく空港の位置づけ

『「首都直下地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画（H20.12）」』（具体計画）に位置付けられている空港

域内広域医療搬送拠点 域外広域医療搬送の計画

被災地内広域搬送拠点		患者搬送先 被災地外広域搬送拠点	搬送手段	
埼玉県	入間基地	仙台空港	固定翼 輸送機	
		松島基地		
千葉県	下総航空基地	新潟空港	大型 回転翼機	
		北宇都宮駐屯地		
東京都	基幹的広域防災拠点(有明の丘地区)	滝が原駐屯地		
		静浜基地		
		浜松基地		
	立川駐屯地	相馬原駐屯地		
		尾瀬スポーツ公園		
		松本空港		
	東京国際空港	大阪国際空港		固定翼 輸送機
		関西国際空港		
		八尾空港		
		神戸空港		
神奈川県	厚木航空基地	富山空港		
		小松基地		
		岐阜基地		

被災地域内から域外への
広域医療搬送イメージ



- 被災地内広域医療搬送拠点
- 被災地外広域医療搬送拠点

下線は航空輸送上重要な空港(13空港)を示す。
現時点における具体計画は、H20.12に策定されたものであり、H26.3に策定された基本計画に基づき、今後見直しが行われる予定。

出典：「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画(H20.12)を基に作成。

中央防災会議等における検討状況

建築物の耐震化の促進のための規制措置 (建築物の耐震改修の促進に関する法律)

耐震診断の義務づけ対象となる「階数3以上かつ床面積の合計5,000㎡以上」の空港旅客ターミナルビルは、既に耐震化済みのため該当するものは存在しない。

指導・助言対象 (全ての既存耐震不適格建築物)

- 多数の者が利用する一定規模以上の建築物
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場
- 住宅や小規模建築物等

指示・公表対象

- 不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物のうち一定規模以上のもの
- 都道府県又は市町村が指定する避難路沿道建築物
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち一定規模以上のもの

耐震診断の義務付け・結果の公表

要緊急安全確認大規模建築物

- 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの

要安全確認計画記載建築物 (耐震改修促進計画に位置付け)

- 都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
- 都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

耐震改修促進法での規制対象 (空港旅客ターミナルビル)

所管行政庁の指導・助言対象となる建築物の要件	階数3以上かつ床面積の合計1,000㎡以上
所管行政庁の指示対象となる建築物の要件	階数3以上かつ床面積の合計2,000㎡以上
耐震診断義務付け対象建築物の要件	階数3以上かつ床面積の合計5,000㎡以上

車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの

赤枠は平成25年11月施行の改正法で追加された点

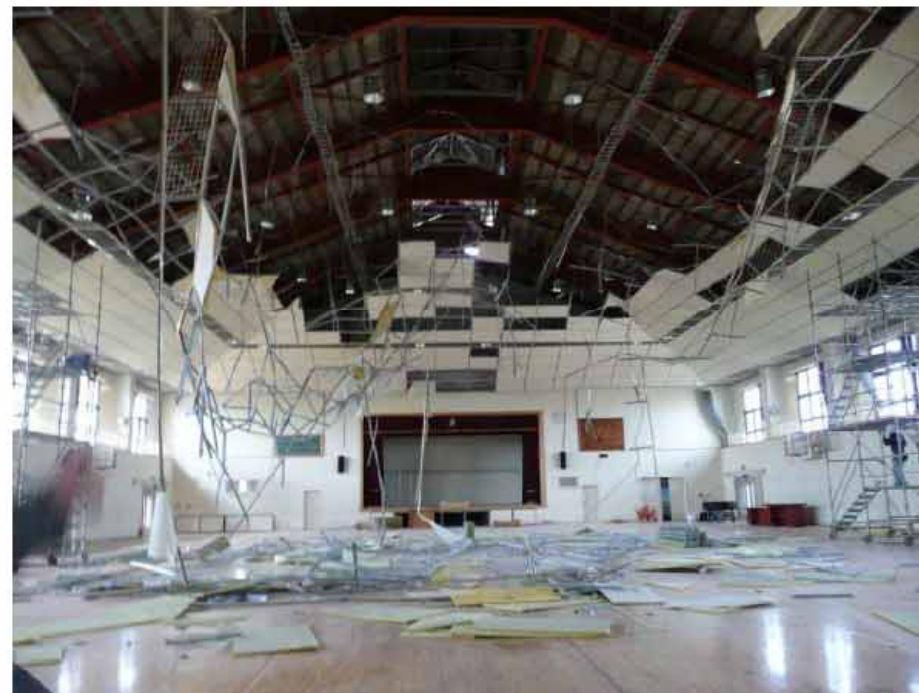
出典：国土交通省住宅局資料を基に航空局で加筆。

東日本大震災での天井脱落の被害

- 東日本大震災では、体育館、劇場、商業施設、工場などの大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含め、脱落する被害が多く見られた。
- 報道等によれば、天井の脱落等による人的被害は、死者5名、負傷者72名以上。また、被害件数は、(社)日本建設業連合会からの報告によれば、約2000件判明。



音楽ホールにおける天井の脱落



体育館における天井の脱落

建築基準法に基づく天井脱落対策の規制強化

■ 建築基準法の天井脱落に係る規定

- 建築基準法では、天井について、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならない旨規定【建築基準法施行令第39条】



■ 建築基準法に基づく天井脱落対策の規制強化

- 天井脱落対策に係る基準を定め、建築基準法に基づき、新築建築物等への適合を義務付け

対象 : 6m超の高さにある200㎡超の吊り天井

基準 : 吊りボルト等を増やす、接合金物の強度を上げるなど

※ 建築基準法施行令等は平成25年7月12日公布、関連告示は平成25年8月5日公布

(平成26年4月1日施行)

※ 今後汎用性の高い設計法が開発された場合等には告示への位置付けを検討

■ 既存建築物への対応

- ネットやワイヤの設置の基準について、増改築時に適用できる基準として位置付け
- 防災拠点施設など特に早急に改善すべき建築物*について改修を行政指導

* ア. 災害応急対策の実施拠点となる庁舎、避難場所に指定されている体育館等の防災拠点施設

イ. 固定された客席を有する劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場

- 定期報告制度の活用による状況把握
- 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の活用による改修費用への支援

(天井のみの耐震改修を交付対象に追加【平成25年度当初予算】)